

## 令和3年 第10回 新郷村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 : 令和3年10月12日(火) 午後1:30~3:30

2. 場所 : 山村開発センター1階 中会議室

3. 出席委員 (7人)

職名	番号	氏名
会長	10	日向 将行
委員	1	田守 和人
委員	3	下村 勇一郎
委員	6	橋端 哲美
職務代理	7	谷地村 久人
委員	8	佐藤 哲
委員	9	佐藤 久美子

4. 欠席委員 (2人) 1番田守和人、6番橋端哲美

5. 会議書記 事務局主事 服部 優

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 諸般の報告について

日程第3 議案第23号

農地法第3条1項の規定に基づく農業委員会の許可について

日程第4 議案第24号

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

## (令和3年第10回総会)

議長	議会に入る前に、新郷村村民憲章の唱和を行います。 唱和の音頭を、3番下村委員にお願いします。
	(新郷村村民憲章の唱和)
議長	本日の出席委員数は7名で、定足数に達しておりますので、これより令和3年第10回新郷村農業委員会総会を開会いたします。 日程第1議事録署名委員の指名についてを議題とします。 議事録署名委員は、議長指名ということでご異議ありませんか
	(異議なし)
議長	異議なしと認めます。 それでは議事録署名委員には1番田守委員並びに6番橋端委員を指名します。
議長	次に日程第2、諸般の報告をします。 諸般の報告については、配布のとおりであります、事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。
事務局	朗読と説明
議長	次に日程第3、議案第23号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題といたします。受付番号15号の審議に付します。 事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	2ページをお開きください。 日程第3、議案第23号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について、説明いたします。 農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求めるものです。 3ページをお開き下さい。 議案第23号、受付番号15号の申請は、譲渡人が引き続き農業者年金を受給するため、使用貸借権の再設定で設定期間は10年です。 農地の所在、地目、面積等の詳細は、3ページの議案書記載のとおりです。 4ページに農地法第3条第1項の調査書、5ページに許可申請書の写し、6ページに使用貸借契約書の写し、7ページに位置図を添付しておりますので、参考にしてください。 以上で受付番号第15号の説明を終わります。
議長	ただ今の事務局説明について、質疑、意見はございませんか。
	(質疑意見なし)

議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第23、受付番号15号を原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。</p>
	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第23号は原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、日程第4、議案第24号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。</p> <p>受付番号46号から48号までは関連がありますので一括して審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>8ページをお開きください。</p> <p>日程第4議案第24号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について説明いたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により別紙農用地利用集積計画の決定について承認を求めるものです。</p> <p>今回はすべての事案が公告について権利移動する一括方式による貸借となっております。</p> <p>それでは受付番号46号から48号について説明いたします。</p> <p>9ページをお開きください。</p> <p>新郷村長より令和3年9月24日付け新農林第246号で農用地利用集積計画の決定を求められているものです。</p> <p>受付番号46号、農地の所在は、大字戸来字坂の上西、畠、面積は●●●●m<sup>2</sup>、10年間の使用貸借です。</p> <p>10ページに新郷村長より協議文書の写し、11ページに農用地利用集積計画広告表一覧の写し、12ページに、あおもり農業支援センターより農地一括貸借公告依頼文書の写し、13ページに農用地利用集積計画の写し、14ページに位置図、15ページに現況写真を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>16ページをお開きください。</p> <p>受付番号47号、農地の所在は、大字戸来字坂の上西、畠、計2筆、面積は4,728m<sup>2</sup>、10年間の使用貸借です。</p> <p>17ページ新郷村長より協議文書の写し、18ページに農用地利用集積計画広告一覧表の写し、19ページに、あおもり農業支援センターより農地一括貸借公告依頼文書の写し、20ページに農用地利用集積計画の写し、21ページに位置図、22ページに現況写真を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>23ページをお開きください。</p>

	<p>受付番号 48 号、農地の所在は、大字戸来字赤田、田、計 2 筆、面積は 4,616 m<sup>2</sup>、10 年間の賃貸借です。</p> <p>24 ページに新郷村長より協議文書の写し、25 ページに農用地利用集積計画広告一覧表の写し、26 ページに、あおもり農業支援センターより農地一括貸借公告依頼文書の写し、27 ページ農用地利用集積計画の写し、28 位置図、29 ページに現況写真を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>以上で受付番号 46 号から 48 号の説明を終わります。</p>
議長	<p>ただ今の事務局説明に関連して、現地調査の結果を 9 番佐藤委員から報告を求めます。</p>
事務局	<p>それでは座ったままで失礼いたします。</p> <p>議案第 24 号、受付番号 46 号から 48 号について現地調査の結果を報告します。</p> <p>申請地は 46 号と 47 号が畠、48 号が田です。</p> <p>所有者の労働力不足により、農地中間管理機構へ貸し付けし、受け手へ申請地目のとおり貸し付けするものであります。</p> <p>現地の状況から周辺農地への支障は無く、また、耕作放棄地防止及び景観上の観点からも問題は無いと思われます。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議長	<p>ただ今の事務局説明および現地の調査結果について、質疑、意見はございませんか。</p>
	(質疑意見なし)
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第 24 号、受付番号 46 号から 48 号を原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。</p>
	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 24 号、受付番号 46 号から 48 号は原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、議題第 24 号、受付番号 49 号について審議に付します。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>30 ページをお開きください。</p> <p>受付番号 49 号について説明いたします。</p> <p>新郷村長より令和 3 年 9 月 24 日付け新農林第 247 号で農用地利用集積計画の決定を求められているものです。</p> <p>受付番号 49 号、農地の所在は、大字西越字木ノ間、畠、面積は ●●●● m<sup>2</sup>、10 年間の使用貸借です。</p>

	<p>31ページに新郷村長より協議文書の写し、32ページに農用地利用集積計画広告一覧表の写し、33ページにあおもり農業支援センターより農地一括貸借公告依頼文書の写し、34ページに農用地利用集積計画の写し、35ページに位置図、36ページに現況写真を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>以上で受付番号49号の説明を終わります。</p>
議長	<p>ただ今の事務局説明に関連して、現地調査の結果を8番佐藤委員から報告を求めます。</p>
事務局	<p>それでは座ったままで失礼いたします。</p> <p>議案第24号、受付番号49号の現地調査の結果を報告します。</p> <p>申請地は畠です。</p> <p>所有者の労働力不足により、農地中間管理機構へ貸し付けし、受け手へ畠として貸し付けするものであります。現地の状況から周辺農地への支障は無く、また、耕作放棄地防止及び景観上の観点からも問題は無いと思われます。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議長	<p>ただ今の事務局説明および現地の調査結果について、質疑、意見はございませんか。</p>
	(質疑意見なし)
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第24号、受付番号49号を原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。</p>
	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第24号、受付番号49号は原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、議案第24号、受付番号50号について審議に付します。</p> <p>当時案は、8番佐藤委員が、利害関係人でありますので、農業委員会に関する法律第31条、議事参与の制限により、当該事案の審査開始から終了まで佐藤委員は退室をお願いします。</p> <p>それでは、事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>37ページをお開きください。</p> <p>受付番号50号について説明いたします。</p> <p>新郷村長より令和3年9月24日付け新農林第248号で農用地利用集積計画の決定を求められているものです。</p> <p>受付番号50号、農地の所在は、大字西越字中崎、畠、面積は●●●●m<sup>2</sup>、10年間の使用貸借です。38ページに新郷村長より協議文書の写し、39ページに農用地</p>

	利用集積計画広告一覧表の写し、40ページにあおもり農業支援センターより農地一括貸借公告依頼文書の写し、41ページに農用地利用集積計画の写し、42ページに位置図、43ページに現況写真を添付しておりますので参考にしてください。 以上で受付番号50号の説明を終わります。
議長	ただ今の事務局説明に関連して、現地調査の結果を7番谷地村職務代理から報告を求めます。
事務局	それでは座ったままで失礼いたします。 議案第24号、受付番号50号の現地調査の結果を報告します。 申請地は畠で、以前から受け手が耕作しており、今回、特定農作業受委託、いわゆる相対契約からの切り替えにより、農地中間管理機構へ貸し付けし、受け手へ畠として貸し付けするものであります。 現地の状況から周辺農地への支障は無く、また、耕作放棄地防止及び景観上の観点からも問題は無いと思われます。 以上、現地調査の結果報告とします。
議長	ただ今の事務局説明および現地の調査結果について、質疑、意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	質疑意見なしと認めます。 これより、採決いたします。 議案第24号受付番号50号を原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。
	(異議なし)
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第24号受付番号50号は原案のとおり決定しました。 佐藤委員の入室を求めます。 次に、議案第24号受付番号51号から53号までは関連がありますので一括して審議に付します。 当時案では、3番下村委員が、利害関係人でありますので、農業委員会に関する法律第31条議事参与の制限により、当該事案の審査開始から終了まで下村委員は退室をお願いします。 それでは、事務局より説明を求めます。
事務局	受付番号51号から53号について説明いたします。 44ページをお開きください。 新郷村長より令和3年9月24日付け新農林第249号で農用地利用集積計画の決定を求められているものです。 受付番号51号、農地の所在は、大字戸来字樋口、田、面積は●●●●m <sup>2</sup> 、10年

	<p>間の使用貸借です。45ページに新郷村長より協議文書の写し、46ページに農用地利用集積計画広告一覧表の写し、47ページにあおもり農業支援センターより農地一括貸借公告依頼文書の写し、48ページに農用地利用集積計画の写し、49ページに位置図、50ページに現況写真を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>51ページをお開きください。</p> <p>受付番号52号、農地の所在は、大字戸来字上後藤、字高向、畠、計2筆、面積は●●●●m<sup>2</sup>、10年間の使用貸借です。</p> <p>52ページに新郷村長より協議文書の写し、53ページに農用地利用集積計画の写し、56ページに位置図、57ページに現況写真を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>58ページをお開きください。</p> <p>新郷村長より令和3年9月24日付け新農林第252号で農用地利用集積計画の決定を求められているものです。</p> <p>受付番号53号、農地の所在は、大字戸来字篠根山、畠、計5筆、面積は2,973m<sup>2</sup>、10年間の使用貸借です。</p> <p>59ページに新郷村長より協議文書の写し、60ページに農用地利用集積計画広告一覧表の写し、61ページにあおもり農業支援センターより農地一括貸借公告依頼文書の写し、62ページ農用地利用集積計画の写し、63ページに位置図、64ページに現況写真を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>以上で受付番号51号から53号の説明を終わります。</p>
議長	ただ今の事務局説明に関連して、現地調査の結果を9番佐藤委員から報告を求めます。
事務局	<p>議案第24号、受付番号51号から53号について現地調査の結果を報告します。</p> <p>申請地は51号が田、52号、53号が畠です。</p> <p>以前から受け手が耕作しており、今回、特定農作業受委託、いわゆる相対契約からの切り替えにより、農地中間管理機構へ貸し付けし、受け手へ申請地目のとおり貸し付けするものであります。</p> <p>現地の状況から周辺農地への支障は無く、また、耕作放棄地防止及び景観上の観点からも問題は無いと思われます。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議長	ただ今の事務局説明および現地の調査結果について、質疑、意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	質疑意見なしと認めます。
	これより、採決いたします。

	議案第24号受付番号51号から53号を原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。
	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第24号受付番号51号から53号は原案のとおり決定しました。</p> <p>下村委員の入室を認めます。</p> <p>次に、議案第24号受付番号54号と55号は関連がありますので一括して審議に付します。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>受付番号54号および55号について説明いたします。</p> <p>65ページをお開きください。</p> <p>新郷村長より令和3年9月24日付け新農林第252号で農用地利用集積計画の決定を求められているものです。</p> <p>受付番号54号、農地の所在は、大字戸来字樋口、字中野、田、計3筆、面積は●●●m<sup>2</sup>、10年間の使用貸借です。</p> <p>66ページに新郷村長より協議文書の写し、67ページ農用地利用集積計画広告一覧表の写し、68ページにあおもり農業支援センターより農地一括貸借公告依頼文書の写し、69ページに農用地利用集積計画の写し、70ページに位置図、71ページに現況写真を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>72ページをお開きください。受付番号55号、農地の所在は、大字戸来字合長根、畠、面積は●●●●m<sup>2</sup>、10年間の使用貸借です。</p> <p>73ページに新郷村長より協議文書の写し、74ページに農用地利用計画広告一覧表の写し、75ページにあおもり農業支援センターより農地一括貸借公告依頼文書の写し、76ページに農用地利用集積計画の写し、77ページに位置図、78ページに現況写真を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>以上で受付番号54号、55号の説明を終わります。</p>
議長	ただ今の事務局説明に関連して、現地調査の結果を9番佐藤委員から報告を求めます。
事務局	<p>議案第24号、受付番号54号および55号について現地調査の結果を報告します。</p> <p>申請地は54号が田、55号が畠です。</p> <p>以前から受け手が耕作しており、今回、特定農作業受委託、いわゆる相対契約からの切り替えにより、農地中間管理機構へ貸し付けし、受け手へ申請地目のとおり貸し付けするものであります。</p> <p>現地の状況から周辺農地への支障は無く、また、耕作放棄地防止及び景観上の観点から</p>

	<p>も問題は無いと思われます。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議長	<p>ただ今の事務局説明および現地の調査結果について、質疑、意見はございませんか。</p>
	(質疑意見なし)
議長	<p>質疑異議なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第24号受付番号54号および55号を原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。</p>
	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第24号受付番号54号および55号は原案のとおりに決定しました。</p> <p>次に、議案第24号受付番号56号の審議に付します。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>79ページをお開きください。</p> <p>受付番号56号の説明をいたします。</p> <p>新郷村長より令和3年9月24日付け新農林第253号で農用地利用集積計画の決定を求められているものです。</p> <p>受付番号56号、農地の所在は、大字西越木ノ間、畠、面積は●●●●m<sup>2</sup>、10年間の使用貸借です。</p> <p>80ページに新郷村長より協議文書の写し、81ページに農用地利用集積計画広告一覧表の写し、82ページにあおもり農業支援センターより農地一括貸借公告依頼文書の写し、83ページに農用地利用集積計画の写し、84ページに位置図、85ページに現況写真を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>以上で受付番号56号の説明を終わります。</p>
議長	<p>ただ今の事務局説明に関連して、現地調査の結果を7番谷地村職務代理から報告を求めます。</p>
事務局	<p>議案第24号、受付番号56号について現地調査の結果を報告します。</p> <p>申請地は畠です。</p> <p>以前から受け手が耕作しており、今回、特定農作業受委託、いわゆる相対契約からの切り替えにより、農地中間管理機構へ貸し付けし、受け手へ畠として貸し付けするものであります。</p> <p>現地の状況から周辺農地への支障は無く、また、耕作放棄地防止及び景観上の観点からも問題は無いと思われます。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>

議長	ただ今の事務局説明および現地の調査結果について、質疑、意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	質疑意見なしと認めます。 これより採決いたします。 議案第24号受付番号56号を原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。
	(異議なし)
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第24号受付番号56号は原案のとおり決定しました。 次に、議案第24号受付番号57号の審議に付します。 当時案は、7番谷地村職務代理が、利害関係人でありますので、農業委員会に関する法律第31条、議事参与の制限により、当該事案の審査開始から終了まで谷地村職務代理は退出をお願いします。 それでは事務局より説明を求めます。
事務局	86ページをお開きください。 受け受け番号57号について説明いたします。 受付番号57号、農地の所在は、大字西越浮口、田、計2筆、面積は●●●●m <sup>2</sup> 、 10年間の使用貸借です。 87ページに新郷村長より協議文書の写し、88ページに農用地利用集積計画広告一覧表の写し、89ページにあおもり農業支援センターより農地一括貸借公告文書の写し、90ページに農地利用集積計画の写し、91ページに位置図、92ページに現況写真を添付しておりますので参考にして下さい。 以上で受付番号57号の説明を終わります。
議長	ただ今の事務局説明に関連して、現地調査の結果を8番佐藤委員から報告を求めます。
事務局	議案第24号、受付番号57号について現地調査の結果を報告します。 申請地は田です。 以前から受け手が耕作しており、今回、特定農作業受委託、いわゆる相対契約からの切り替えにより、農地中間管理機構へ貸し付けし、受け手へ畠として貸し付けするものであります。 現地の状況から周辺農地への支障は無く、また、耕作放棄地防止及び景観上の観点からも問題は無いと思われます。 以上、現地調査の結果報告とします。
議長	ただ今の事務局説明および現地の調査結果について、質疑、意見はございませんか。
	(質疑意見なし)

議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案24号受付番号57号を原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。</p>
	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第24号受付番号57号は原案のとおり決定しました。</p> <p>谷地村職務代理の入室を求めます。</p> <p>次に、議案第24号受付番号58号と59号は関連がありますので一括して審議に付します。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>受付番号58号、59号について説明いたします。</p> <p>93ページをお開きください。</p> <p>受付番号58号、農地の所在は、大字西越木ノ間、畠、計2筆、面積は●●●●m<sup>2</sup>、10年間の使用貸借です。</p> <p>94ページに新郷村長より協議文書の写し、95ページに農用地利用集積計画広告一覧表の写し、96ページにあおもり農業支援センターより農地一括広告依頼文書の写し、97ページに農地利用集積計画の写し、98ページに位置図、99ページに現況写真を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>100ページをお開きください。</p> <p>受付番号59号、農地の所在は、大字西越浮口、字林ノ前、田、計4筆、面積は●●●●m<sup>2</sup>、10年間の使用貸借です。</p> <p>101ページに新郷村長より協議文書の写し、102ページに農地利用集積計画広告一覧表の写し、103ページにあおもり農業支援センターより農地一括貸借公告依頼文書の写し、104ページに農用地利用集積計画の写し、105ページに位置図、106ページに現況写真を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>以上で受付番号58号、59号の説明を終わります。</p>
議長	ただ今の事務局説明に関連して現地調査の結果を7番谷地村職務代理から報告を求めます。
事務局	<p>議案第24号、受付番号58号および59号について現地調査の結果を報告します。</p> <p>申請地は58号が畠、59号が田です。</p> <p>以前から受け手が耕作しており、今回、特定農作業受委託、いわゆる相対契約からの切り替えにより、農地中間管理機構へ貸し付けし、受け手へ申請地目のとおり貸し付けするものであります。</p>

	現地の状況から周辺農地への支障は無く、また、耕作放棄地防止及び景観上の観点からも問題は無いと思われます。 以上、現地調査の結果報告とします。
議長	ただ今の事務局説明および現地の調査結果について、質疑、意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	質疑意見なしと認めます。 これより、採決いたします。 議案第24号受付番号58号、59号を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
	(異議なし)
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第24号受付番号58号、59号は原案のとおり決定しました。 以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。 これをもって、令和3年第10回新郷村農業委員会総会を閉会します。

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年 10月 12日

議長 日向 將行

署名者 田守 和人

署名者 橋端 哲美